

機関予防保全設備規則

規
則

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 規則 第 20 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 2 月 23 日 理事会 承認

2010 年 4 月 15 日 規則第 20 号
機関予防保全設備規則の一部を改正する規則

「機関予防保全設備規則」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.1 一般

1.1.4 を次のように改める。

1.1.4 規定の増減変更

~~本会は、~~船舶の船籍，種類，就航海域に応じて本会が適当と認める場合は、本規則の規定の一部を増減変更することがある。

附 則

1. この規則は、2010 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

機関予防保全設備規則検査要領

要
領

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 達 第 37 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 4 月 15 日 達 第 37 号
機関予防保全設備規則検査要領の一部を改正する達

「機関予防保全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.1 一般

1.1.4 として次の 1 項を加える。

1.1.4 規定の変更

規則 1.1.4 でいう「本会が適当と認める場合」とは、本会が特に承認した方法により検査を行う場合をいう。ただし、国際条約に規定される事項又は管轄官庁より指示がある場合については、この限りではない。

附 則

1. この達は、2010 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。